各分科会の構成員

- **第１分科会：実動部隊の協力**

  内閣府政策統括官（原子力防災担当）付参事官（総括担当）【座長】
  内閣官房内閣参事官（事態対処・危機管理担当）
  内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（災害緊急事態対処担当）
  警察庁警備局警備課長
  消防庁特殊災害室長
  経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部政策課長
  海上保安庁警備救難部環境防災課長
  防衛省統合幕僚監部参事官
  国土交通省大臣官房参事官（運輸安全防災）　（検討支援）
  ※厚生労働省にも情報を共有し、必要に応じ参加を求める。

- **第２分科会：民間事業者の協力**

  内閣府政策統括官（原子力防災担当）付参事官（総括担当）【座長】
  文部科学省研究開発局参事官（原子力損害賠償担当）付次長
  厚生労働省労働基準局安全衛生部電離放射線労働者健康対策室長
  経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部政策課長
  国土交通省大臣官房参事官（運輸安全防災）

- **第３分科会：拡散計算も含めた情報提供の在り方**

  内閣府政策統括官（原子力防災担当）付参事官（総括担当）【座長】
  経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部政策課長

（オブザーバー）原子力規制庁長官官房放射線防護企画課長※
※　オブザーバーについては３分科会共通

第1分科会

原子力災害時における実動組織の協力について

1．趣旨

- 原子力災害時には、関係機関が総力を挙げて対応することが必要。国や地方公共団体、原子力事業者とともに、指定公共機関や指定地方公共機関も含め相互に連携協力しながら対処。
- 実動組織に係る活動に関し、国としてどのように広域的に支援していくべきか、現場の実動組織間において具体的にどのように連絡調整を行うべきか、さらには平常時から関係地方公共団体も含めて各機関間においてどのような情報交換を行うべきか等について、あらかじめ整理しておくことは、緊急時における迅速かつ円滑な応急対策の実施の観点から重要。

2．1 原子力災害時の住民避難等の支援活動に関する実動組織の協力について

(1) 原子力事業者による協力

被災者支援に対応する体制の整備や原子力事業者間の協力協定を締結。協力要員の派遣や資機材の貸与等の協力を実施。

(2) 国の実動組織の支援体制の基本的な考え方

地域レベルで対応困難な要請があった場合には、関係地方公共団体からの要請を踏まえ、政府を挙げて支援※を実施。また、実動組織による支援の在り方等について、各地域において策定する緊急時対応にあらかじめ明記。

※例えば、現地派遣要員の輸送車両の先導（警察機関）、避難行動要支援者の輸送の支援（消防機関）、巡視船艇による住民避難の支援（海上保安部署）、避難の援助（自衛隊）等

(3) 複合災害時における情報収集、意思決定、指示・調整の一元化を通じた実動組織の災害応急対策に関する資源の配分

非対本部等事務局は、実動組織の災害応急対策に関する資源の配分に係る総合調整を実施。原災本部事務局からの要請を受け、非対本部等事務局において一元的に調整を実施。

(4) 合同調整所の活用の在り方

合同調整所（活動エリア・内容・手順等について、部隊間の活動調整等を行うもの）の活用については、災害及びその対策等を取り巻く状況に適合したものであることが重要。

(5) 各機関の特長を活かした連携

地域原子力防災協議会作業部会等を活用し、関係機関の施設の見学や、各機関合同での訓練の実施に取り組むこと等が有益。

2．2 事故収束活動の支援活動に関する実動組織等関係者の連携について

(1) 原子力事業者による協力

初動対応要員を常駐させる等の「緊急時対応チーム」を設置。また、原子力緊急事態支援組織（レスキュー部隊）の整備を推進。

(2) 原子力事業所における応急対策及びその支援の連携強化

国は、中央と地域のそれぞれにおいて、以下のような取組を進め、連携強化を図ることが必要。

① **中央での取組**
- 中央連絡会議において、地域での取組状況を共有

② **地域での取組**
- 地域連絡会議の全国的な取組を促進
- 地域連絡会議において、原子力事業者の事故収束活動の取組や実動組織等を含む各機関の平常時における資機材の整備等に関し情報共有を行うとともに、緊急時における体制・応急対策の在り方について意見交換等を実施

(3) 実動組織の活動に係る連絡調整等の明確化

原子力事業者だけでは十分な措置を講ずることができない場合には、「原子力災害対策マニュアル」等に基づき、各関係省庁はそれぞれの実動組織による対応に係る調整等を実施。